二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びにあきる野市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字小沢八六八五から八六八七まで、八六八九の一、八六八九の二、八六九〇の二、八六九〇の三、八六九一、字**樋**里九〇一六、九〇四九のイ、九〇四九の一、九〇五四、九〇五五の一
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐による伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市御岳二丁目四八九の一・四九四・五〇三・五〇五・五〇六・五九二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、御岳山八（次の図に示す部分に限る。）、四八九の二、御岳山八（次の図に示す部分に限る。）、あきる野市戸倉字盆堀谷千ヶ沢二四二一の一（次の図に示す部分に限る。）、切欠二〇四二（次の図に示す部分に限る。）、一八三三の二、一八三四、二〇二四の二、二〇二五の五、二〇二六の一、二〇二七、二〇二八の二、二〇二九、二〇三一の二、二〇三二の三、二〇三三の一から二〇三三の三まで、二〇三四、二〇三五の二、二〇三七の二、八王子市川町三三八（次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡奥多摩町日原字**樽**澤五一三のイ・五一七のイ・五一八の一・五一九・五二一の一・五二九のイ・五二九のヘ（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五一八の二、五二二の二、五二九のニ
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町三三〇三・三七八五の一・三七八五の六から三七八五の八まで・四一一四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、あきる野市養沢字奥養沢一五九二の一、西多摩郡檜原村字大嶽八一八八の二（次の図に示す部分に限る。）、八一八八の七から八一八八の一八まで、八一八八の二二、字藤原九一九八
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市柚木町一丁目九八一・九八三・九八八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九八六、九八七、柚木町二丁目九五八の一・九六五の一・九六六・九六七の二・九七〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九六〇、あきる野市乙津字下日影六五一・六五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字荷田子六八三・六八五の口（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、高尾字橋下二八二（次の図に示す部分に限る。）、字伊上三五一の一（次の図に示す部分に限る。）、字天王沢三八二の一（次の図に示す部分に限る。）、字安戸三八四の一・三八六・三八八の一・三九二の一・三九三の一・三九三の二・三九三の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三八三、三八七、三九一、三九三の三、字高野五一四、字沼沢五一七、五二〇、字白木沢五八二（次の図に示す部分に限る。）、留原字東一一七の一（次の図に示す部分に限る。）、小峰台六の二（次の図に示す部分に限る。）、八王子市上恩方町二六七九のイ・二六九九のイ・二七〇一・二七〇二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、上川町二五・四一九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　新潟県村上市桃川字滝ノ沢二八四七の一、二八四七の一一、二八四七の一二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成九年九月五日農林水産省告示第千四百二号
二　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）